

② その他一切の財産をXに相続させる。Xを遺言執行者として指定する。(第二遺言。第一遺言の1年4か月後に作成)

Aについての相続発生後、Bの債権者Yらは、本件不動産の法定相続分(1/2)に見合う共有持分権をBが取得したとして、Bに代位して、相続を原因とする共有持分権移転登記を経由した後、仮差押命令及び強制競売の開始決定を得た。

これに対し、Xは仮差押えの執行に対する第三者異議(民事保全法第46条、民事執行法第38条)の訴え及び強制競売に対する第三者異議(民事執行法第38条)の訴えを提起した。  
<裁判所の判断>

次のように述べて、Xの異議を認容した。

特定の遺産を特定の相続人に「相続させる」趣旨の遺言は、特段の事情のない限り、何らの行為を要せずに、被相続人の死亡の時に直ちに当該遺産が当該相続人に相続により承継される。

「相続させる」趣旨の遺言による権利の移転は、法定相続分又は指定相続分の相続の場合と本質において異なるところはない。

法定相続分又は指定相続分の相続による不動産の権利の取得については、登記なくしてその権利を第三者に対抗できる。

よって、Xは、本件遺言により取得した不動産を、登記なくしてYらに対抗することができる。

3 遺言による相続分の指定に対し、遺留分減殺請求権が行使された場合において、まず遺言による相続分の指定に符合する登記を経由した後、遺留分減殺請求権の行使によって取得された持分につき一部持分移転登記手続をすべきものとされた事例

東京地判 平成14年3月19日

東京高判 平成16年9月7日 判時1876-26

<事案の概要>

本件各不動産はPが所有していたが、Pは平成5年3月に死亡した。Pの法定相続人は妻Q、実子Y、A、Bであったが、Pは、本件各不動産をQに単独相続させる旨の相続分指定の遺言をしていた。

Qは平成7年6月に死亡し、Xが遺言執行人に就任した。Qの相続人はY、A、B及びQの養子Cであった。Yは、本件各不動産について、平成10年3月から4月にかけて、自身を含むPの相続人に対し、相続を原因とする法定相続分による所有権移転登記を経由した。

他方、YはPの遺産につき遺産分割調停を申立てたところ、平成9年5月の調停期日に、本件不動産をQに単独相続させる旨のPの遺言の存在を認知した。Yは、平成10年5月に、Pの遺言によるQの相続について、Qの相続人(A、B及びCの子)に対し、遺留分減殺請求権(民法第1031条)を行使する旨の意思表示を行った。

遺言執行者Xは、本件各不動産について、Pから相続を原因とする所有権移転登記を経由したY、A及びBに対し更正登記手続を請求する訴えを提起するとともに、YがPの相続人に対し相続を原因とする所有権移転登記を経由した行為が遺言執行を妨害する不法行

為であるとして、損害賠償を請求する訴えを提起した。

これに対し、Yは、遺留分減殺請求権の行使により、Qの相続により侵害されたPの遺留分に係る持分を取得したとして、その持分については更正登記により抹消することができないと抗弁して反論した。

#### <裁判所の判断>

第1審はYの抗弁を認容したが、控訴審は、次のように述べてYの抗弁を退け、Xの請求を認容した。

本件各不動産につき、Q、Yを含むPの相続人らに対して、法定相続分により相続を原因として経由された所有権移転登記はPの遺言による真実の相続分に合致しない登記であるから、Qの遺言執行者Xは、遺言執行の一環として、その就任後、Qの遺言の実現を妨害するものとして出現した相続登記の更正登記手続をPの相続人らに請求することができる。

本件各不動産については、Qが単独相続をしたことを原因とするQへの所有権移転登記が経由されるべきであり、Qは一旦有効にYに対し更正登記手続請求権を取得したのであるから、まず、Q名義への更正登記が経由されるべきであり、Yが遺留分減殺請求権を行使したことにより本件各不動産につき取得した持分については、右更正登記を経由した後、一部持分移転登記手続をすべきものである。

#### 4 不動産の贈与を受けた者は、その旨の所有権移転登記を経なければ、包括遺贈により当該不動産を取得した者に対して所有権取得を対抗できないとされた事例

奈良地判 平成17年12月28日

大阪高判 平成18年8月29日 判タ1228-257

#### <事案の概要>

Aは本件不動産の共有持分2分の1（以下「本件持分」という。）について、甥Xとの養子縁組届の提出とあわせて、平成15年4月4日にXに贈与した。

他方、Aは同月13日に、Aの財産を次男Yに包括遺贈する旨の遺言を作成した。

Aは同月16日に死亡し、遺言執行者は同年6月に、同年4月16日遺贈を原因する本件持分のYへの移転登記を経由した。

Xは、Yに対し、本件持分のX名義への移転登記手続を請求する訴えを提起した。Yは平成15年4月4月の贈与によりXが取得した本件持分の移転登記の欠缺を抗弁として主張したのに対し、Xは、包括受贈者であるYは、相続人Aと同一の権利義務を有する（民法第990条）ことから、Aから本件持分の移転を受けたXとの関係では民法第177条の第三者にあたらないと反論した。

#### <裁判所の判断>

次のように述べて、Xの訴えを斥けた。

被相続人の意思に基づく財産の処分である点で、包括遺贈は、特定遺贈とその性質を異にするものではないと解される。実質的にみても、相続人の存在は、戸籍により明確に把握できるのに対し、遺贈の有無は、包括遺贈であれ、特定遺贈であれ、外部からは当然にはわからないのであるから、これによる所有権の移転が登記なしに第三者に対抗すること